

# 共済期間

## 令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

※途中で加入される方は、加入した日の翌日から令和7年(2025年)3月31日までです。なお、共済期間の開始前に転出した場合は届け出てください。

# 加入資格

## 福島県内の市の住民基本台帳に記載されている方

※年齢の制限はありません。



# 万一事故にあわれたら!

### 次の書類等を持って市役所へお越しください。

## 交通事故証明書

■お問い合わせ先  
自動車安全運転センター福島県事務所  
福島市町庭坂字大原1-1 ☎024-591-4111  
《警察署への届け出が必要です。》

※「交通事故証明書」「診断書」については原本の提出が基本ですが、保険会社の「原本の写と相違ない」との証明があるものについては写しに代えることができます。

## 診断書

交通事故によるケガの治療のために入院した日が明記されているもの。

## 会員証

会員証は大切に保管してください。



## 印鑑

認印で結構です。

## 口座情報

通帳など。

## 共済見舞金

等級	災害の程度	支給額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	入院通院日数270日以上	300,000円
3	入院通院日数200日以上	200,000円
4	入院通院日数150日以上	150,000円
5	入院通院日数120日以上	100,000円
6	入院通院日数90日以上	80,000円
7	入院通院日数60日以上	60,000円
8	入院通院日数30日以上	50,000円
9	入院通院日数8日以上	30,000円
10	入院通院日数4日以上	20,000円
重度障害見舞金	自動車損害賠償保障法施行令第1級または第2級の障害	300,000円

通院日数は治療のために病院に通った日数です。

令和2年度より次の点が改正されました。

- ・見舞金の対象は入院通院4日目からです。
- ・共済見舞金等の支払いは、原則として同一共済期間中1回です。ただし、同一共済期間中に再度発生した災害による傷害の程度の等級がより上級に該当する場合は、請求により差額を支払います。

## 見舞金等の請求期間は、交通事故による災害を受けた日から2年間です。

- 見舞金等支給の算定基礎となる治療期間は事故発生日から1年以内で、請求期間は2年以内です。

請求期間(2年以内)

事故発生日

見舞金等支給の算定基礎となる治療期間(1年以内)

- ※共済期間外の交通事故については、見舞金等の給付の対象とはなりません。被災者が未成年(18歳未満)の場合は親権者が請求することとなります。
- ※共済加入者が加害者・被害者であるかの区別はありません。自らが事故の当事者となった場合は見舞金等をお支払いします。
- ※重度障害見舞金の請求期間は障害の等級認定を受けた日から2年間となります。請求の際は後遺障害診断書と、後遺障害の等級が確認できるものをお持ちください。

- 会員の故意または重大な過失(酒気帯び、無免許、速度違反等)による交通事故、若しくは、天災その他の災害による事故の場合は、見舞金等のお支払いはできません。

- 国外での交通事故は対象になりません。

## 交通事故証明書がとれない場合の特例

- 1 交通事故により救急車で事故現場から病院等に運ばれた場合「救急搬送証明書」(消防署長または病院長発行のもの)が得られれば、交通事故証明書と同様の扱いとします。
- 2 自転車の事故の場合、交通事故証明書の代わりに「証人(目撃者)による交通事故に関する証明書」、「診断書」により、10等級(2万円)の見舞金をお支払いします。  
※バイク・スクーターによる事故の場合は交通事故証明書が必要です。目撃者証明書での請求はできません。
- 3 人身事故証明書入手不能理由書により保険会社から自賠責保険金が支払われた場合は、「自認書」、「人身事故証明書入手不能理由書」の2点の提出があれば、見舞金等をお支払いします。  
※自認書の用紙は市役所にあります。

## こんなときはどうなる?



- Q 共済期間中、他県(市外)に転出した場合は、どうなりますか?  
A 会員資格は失いません。転出先で交通事故にあっても見舞金等をお支払いします。
- Q 歩行中に転んで負傷した場合、「目撃者証明書」でも見舞金は支給されますか?  
A お支払いできません。「目撃者証明書」は自転車による事故を救済するものであり、歩行中の転倒や階段での転倒などは交通事故ではないためお支払いの対象とはなりません。